

春日部市都市再生協議会条例

(設置)

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第117条第1項の規定に基づき、春日部市都市再生協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 立地適正化計画（法第81条第1項の立地適正化計画をいう。以下この条において同じ。）の作成及び変更に関する事項
- (2) 立地適正化計画の実施に関する事項
- (3) その他市長が立地適正化計画の推進を図るため必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市内各種団体を代表する者
- (4) 公共交通に関する事業者
- (5) 公募に応じた市民

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条各号に掲げる事項の協議が終了した日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第7条 協議会は、協議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。